「市民全員参加型」まつど障害者プラン

第2次松戸市障害者計画(案)

(平成25年度~32年度)

「誰もが自分らしく、お互いの存在を認め合い、 安心して暮らせるまち」

一障害のある人もない人も"住み続けたいまち・まつど"をめざして一



平成25年3月

松戸市

一目 次一

第1草	計画の策定にあたって	1
	計画策定の背景	3
	計画の位置付け	4
	十画の期間	5
4 7	本計画の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第2章	障害者施策に関わる現状と課題	7
第1節	障害者施策をめぐる国、県の動向	8
第2節	障害のある人の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
1	障害のある人の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
2	人口の推移と障害のある人の推計	14
3	障害のある人の就労状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
第3節	障害者施策に対する市民意識とニーズ	18
1	市民アンケート調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
2	関係団体ヒアリングの概要	20
第4節	松戸市の障害者施策における課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
第3章	計画の基本的な考え方	25
1	計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
2	計画の将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
3	計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
第4章	重点施策•事業	29
1	相談支援体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
2	就労の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
3	災害時における支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
第5章	施策の体系	37
第1節	共生社会の実現に向けた相互理解の促進	40
1	市民意識の醸成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
2	福祉に関する教育の充実	42
3	地域ボランティア活動等の推進 	44
第2節	子育て支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
1	障害の早期発見と早期療育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46

2	障害に応じた療育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
3	特別支援教育の充実	50
第3節	社会参加と就労の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
1	障害のある人への就労の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
2	スポーツ・文化活動の支援	54
第4節	自立した地域生活の支援	56
1	障害の原因となる傷病の予防と治療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
2	障害福祉サービスの充実······	58
3	生活の安定のための支援	60
4	相談支援体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
第5節	安全安心なまちづくりの推進	64
1	生活しやすいまちづくり	64
2	防犯•防災対策	66
第6章	計画の推進に向けて	69
1	関係機関等との連携	70
2	市民参加による効率的、効果的な推進	70
3	計画の進捗状況の点検と評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
『次小小石		
【資料編		
●賞	影料	73
1	策定体制······	74
2	策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
3	松戸市次期障害者計画策定委員会設置要綱	76
4	松戸市次期障害者計画策定委員会委員名簿	78
5	障害のある人の状況 (表)	79
6	障害のある児童・生徒の就学状況	82
7	市民アンケート調査結果の概要	85
8	障害者関係団体のヒアリング結果の概要	121
● 用	引語解説	129

※本文中の*印を付けた用語は、129ページからの「用語解説」 に説明があります。

第2次松戸市障害者計画の構成

第1章 計画の策定にあたって

 $(P. 1 \sim P. 6)$

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 本計画の特徴

第2章 障害者施策に関わる現状と課題

 $(P. 7 \sim P. 24)$

- 第1節 障害者施策をめぐる国・県の動向
- 第2節 障害のある人の現況
- 第3節 障害者施策に対する市民意識とニーズ
- 第4節 松戸市の障害者施策における課題

第3章 計画の基本的な考え方 (P. 25~P. 28)

- 1 計画の基本理念
 - 「ふれあい・認め合い・支えあい」
- 2 計画の将来像
 - 「誰もが自分らしく、お互いの存在を認め合い、 安心して暮らせるまち」
- 3 計画の基本目標
 - (1)お互いに個性を尊重し、人格を認め合う社会の実現
 - (2)自分らしく生きがいのある生活の実現
 - (3)安心して暮らせるまちの実現



第4章 重点施策•事業

(P. 29~P. 36)

- 1 相談支援体制の充実
- 2 就労の支援
- 3 災害時における支援体制の整備



第5章 施策の体系(P. 37~P. 68)

- 第 1 節 共生社会の実現に向けた相互理 解の促進
- 第2節子育て支援の充実
- 第3節 社会参加と就労の促進
- 第4節 自立した地域生活の支援
- 第5節 安全安心なまちづくりの推進





第6章 計画の推進に向けて (P. 69~P. 72)

- 1 関係機関との連携
- 2市民参加による効率的、効果的な推進
- 3 計画の進捗状況の点検と評価

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

松戸市では、平成 10 年 3 月に「いきいきと安心して暮らせる 社会をめざして」を基本理念として「松戸市障害者計画」を策定 し、

- (1) 市民との相互理解と交流
- (2) 自立した日常生活と社会生活の実現
- (3) 生活基盤の確立
- (4) 住みよいまちづくりの推進

という基本方針のもと、諸施策を推進してきました。

平成 18 年度からは、障害者自立支援法*の施行に伴い、3 年ごとに「松戸市障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービスの提供体制などの整備を計画的に進めているところです。

国内外に目を向けますと、平成 18 (2006) 年に、国連で障害者権利条約*が採択されました。その基本的な視点は、障害のある人を「権利の主体」である社会の一員としてとらえ、基本的人権の尊重を求めるものになっています。

そこで、国においては、現在、障害者権利条約の批准に向けて、 障害福祉分野の法制度の見直しを進めており、平成23年7月に は障害者基本法*が改正されました。

また、平成 24 年 10 月から、障害者を虐待から守るための障害者虐待防止法*がスタートしました。さらに、平成 25 年 4 月からは、障害者総合支援法*が施行されます。

このように、障害者を取り巻く制度や仕組みは、かつてないほど大きく変化しています。

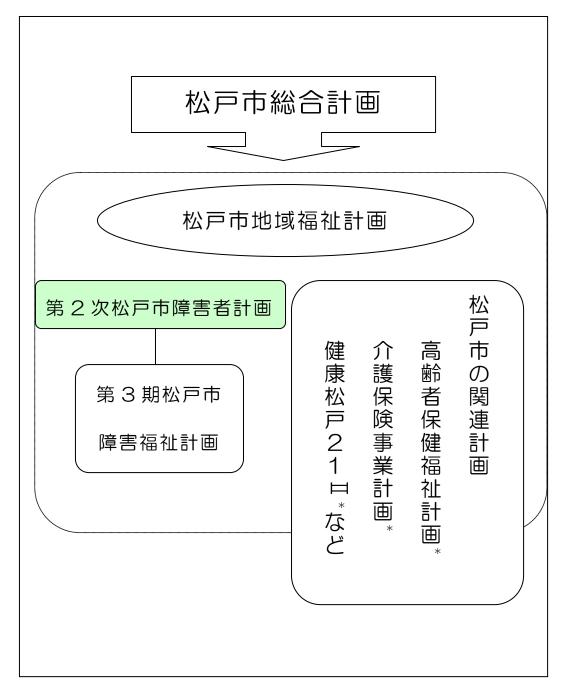
こうした大きな制度改革に対応し、障害のある人もない人も、 誰もが自分らしく、お互いの存在を認め合い、安心して暮らせる まち・松戸市の実現を目指して、新たに「第2次松戸市障害者計 画」を策定し、障害者施策の更なる充実に取り組みます。

2 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法*に基づく法定計画であり、市が取り 組むべき今後の障害者施策の基本的事項を定めるものです。

また、松戸市総合計画*のめざす将来像の一翼を担う障害者部門の計画として、中長期的な展望のもと施策を推進するための総合的な指針となります。

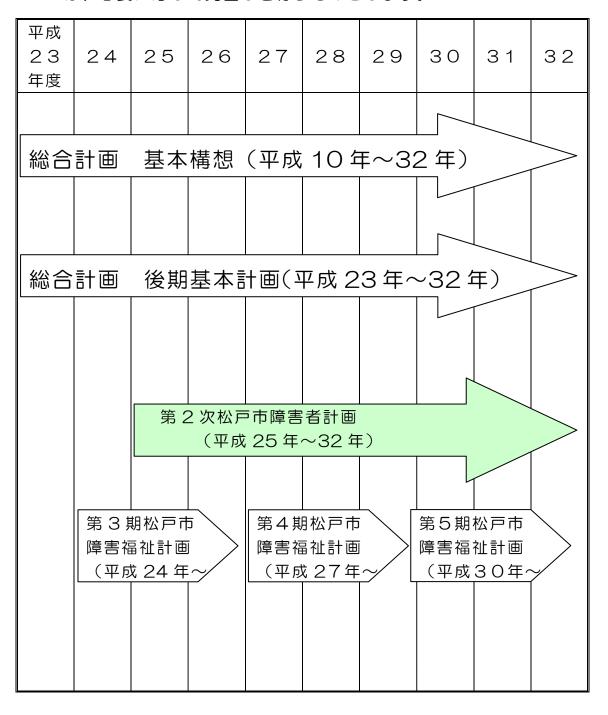
なお、策定にあたっては、松戸市地域福祉計画*などの関連計画や松戸市障害福祉計画*との整合を図るものとします。



3 計画の期間

計画の期間は、平成 25 年度から平成 32 年度までの 8 年間とします。

この間、大幅な制度改正や社会情勢の変化などが生じた場合には、必要に応じて見直しを行うものとします。



4 本計画の特徴

本計画は、平成10年3月策定の「松戸市障害者計画」の計画期間終了に伴い、策定するものですが、前期計画にない特徴を盛り込んでいます。

(1) 重点施策の設定

限られた財源の中で、将来像を実現し、基本目標を達成する ため、今回の計画期間中に、特に重点的に取り組む「相談・ 就労・災害」の3つの施策を設定しました。

⇒ 「第4章 重点施策」29 ページ~36 ページ

(2) 目標の設定

それぞれの施策ごとに目標を設定しました。

目標については、個々の施策の進捗状況をより明確にし、計画の進行管理を実効性のあるものとするため、できる限り数値目標を設定しました。

⇒ 「第5章 施策の体系」37ページ~68ページ

(3) 「市民全員参加型」まつど障害者プラン

計画に描いた将来像を実現するためには、行政が尽力することはもちろんですが、多くの市民の皆様の参加と協力が不可欠です。

そこで、本計画では、障害のある人、地域・住民、行政それぞれの役割を盛り込み、計画のサブタイトルを「市民全員参加型」まつど障害者プランとして、市民の皆様と一緒に取り組む計画としました。

⇒ 「第5章 施策の体系」37ページ~68ページ

第2章 障害者施策に関わる 現状と課題

第1節 障害者施策をめぐる国・県の動向

1 国の動き

平成 18 年 4 月、障害の種別(身体障害、知的障害*、精神障害)で分かれていた制度を一元化するとともに、障害のある人の地域生活と就労の促進などを目的とする障害者自立支援法が施行されました。

平成 18 (2006) 年 9 月、国は、障害者権利条約*に署名しました。条約を批准するためには、障害福祉分野の法制度を全般的に見直す必要があります。

そこで、国では、「障がい者制度改革推進本部*」などの組織を設け、現在、条約の批准に向けた国内法の整備など障害者制度の集中的な改革に取り組んでいます。

この制度改革の一環として、平成23年7月には、障害者基本法が改正され、

- (1) すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがいのない個人として尊重される。
- (2) すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられる ことなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生す る社会を実現する。

などの理念、目的が盛り込まれました。

平成 24 年 6 月には、障害者基本法*の改正を踏まえ、障害者自立支援法*が改正されました。法律の名称も障害者総合支援法*に変わり、平成 25 年 4 月から施行されます。

また、平成 24 年 10 月から、障害者の虐待を発見した場合の通報義務、虐待を受けた人の保護や家族の負担軽減などを定めた障害者虐待防止法*が施行されています。

2 千葉県の動き

千葉県では、平成 19 年 4 月、全国初となる「障害のある人 もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例*」が施行され、 障害のある人に対する差別をなくす取り組みが推進されていま す。

平成21年1月、「誰もが、ありのままに・その人らしく、地

域で暮らすことができる**新たな地域福祉像」**を基本理念とし、障害者施策に関する総合計画として、第四次千葉県障害者計画を 策定しました。

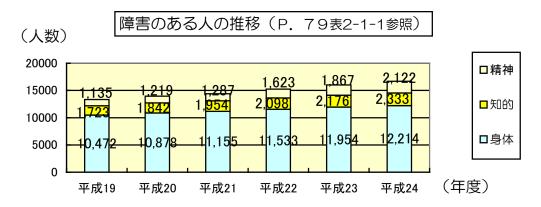
この計画は、平成21年度から平成26年度までを計画期間 としておりますが、平成23年3月に発生した東日本大震災に より障害のある人に対する様々な課題が明らかになったことや、 制度改正などに対応するため、

- (1) 障害のある子どものための施策の展開
- (2) 入院している精神障害のある人の地域生活の移行・定着の推進
- (3) 権利擁護体制の整備
- (4) 高齢社会と高齢期に向けた支援
- (5) 災害時における障害のある人への支援体制の整備をポイントに計画の見直しが行われました。

第2節 障害のある人の現況

1 障害のある人の状況

身体障害者手帳*所持者数は 12,214 人、療育手帳*所持者は 2,333 人、精神障害者保健福祉手帳*所持者は 2,122 人となっていて、身体、知的、精神の3障害とも増加傾向にあります。 合計では 16,669 人となり、市の全人口の 3.46%となります。松戸市民の約 30 人に 1 人が何らかの障害を有していることになります。

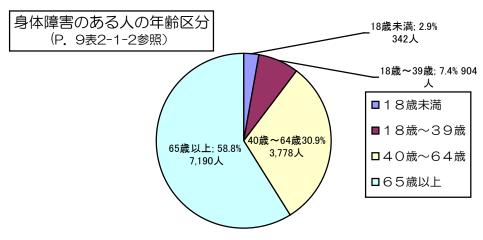


(1) 身体障害のある人

① 年齢区分別

身体障害者手帳所持者の年齢別構成割合では、65歳以上の手帳所持者の割合が58.8%(平成18年調査時55.7%)を占めており、高齢化の傾向にあります。

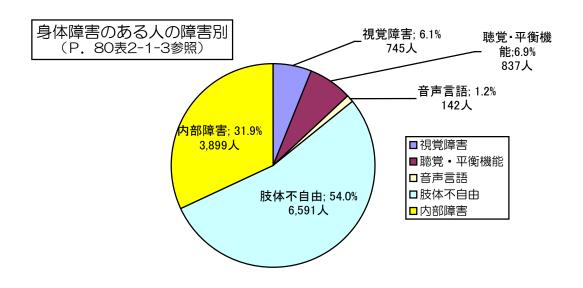
全体人数では、平成 18 年からの 6 年間で 2,143 人、17%の増加となっています。



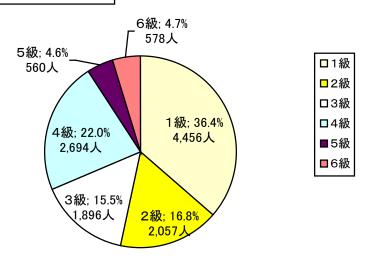
② 障害別・等級別

障害別では、肢体不自由*(54.0%)と内部障害*(31.9%)で 85.9%(平成 18 年調査時 85.2%)と大半を占め、前回調査時と同様の傾向を示しています。

また、等級別では、1・2級の重度障害の人が6,513人で全体の53.2%(平成18年調査時45.7%)となっており、重度化の傾向を示しています。



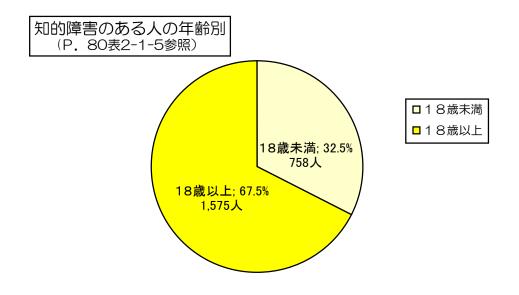
身体障害のある人の等級別 (P. 80表2-1-4参照)

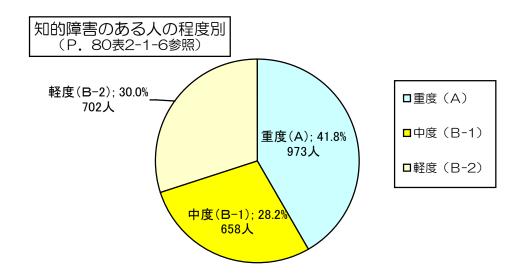


(2) 知的障害*のある人

療育手帳*所持者の年齢別構成割合は、18 歳未満が32.5%(平成18年調査時29.0%)を占め、18歳以上の占める割合は、67.5%(平成18年調査時71.0%)となっています。

障害の程度別では、重度障害の人の割合が 41.8% (平成 18年調査時 44.3%) となっています。





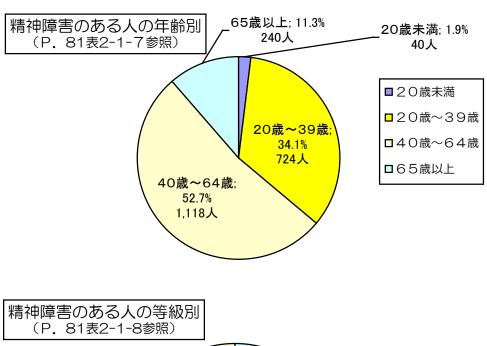
(3) 精神障害のある人

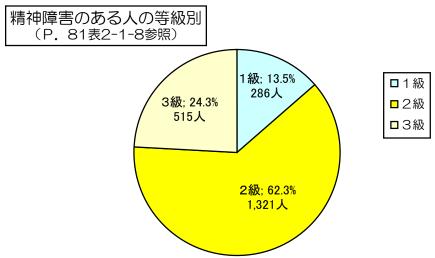
精神障害者保健福祉手帳*所持者数は、2,122人(平成 18 年 調査時 1,135人)で 987人、87%の大幅な増加となっており ます。

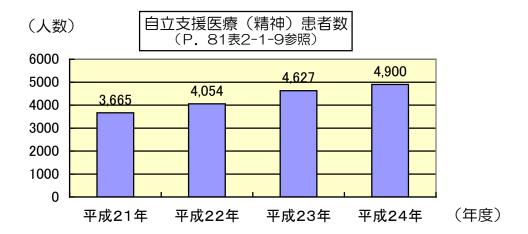
年齢別構成割合は、20歳~64歳で86.8%(平成18年調査時18歳~64歳で86.4%)を占めています。

等級別では、2級が62.3%、3級が24.3%、1級が13.5% (平成18年調査時2級が59.0%、1級・3級が20.5%の同数)の順で構成しています。

自立支援医療*の対象患者数は、平成 24 年 3 月末で 4,900 人(平成 18 年調査時 3,619 人)となっており大幅な伸びを示 しています。







2 人口の推移と障害のある人の推計

松戸市の人口は、昭和40年代から昭和50年代前半にかけ 急激な増加を示し、昭和55年に40万人を超え以降は穏や かな増加を示しています。

ー世帯あたりの構成人員においては、昭和 62 年に 3 人を下回り、平成 22 年 10 月では 2.31 人と一層の核家族化が進んでいます。

松戸市総合計画において、本計画の目標年度の平成32年における総人口を、500,000人と設定しております。これをもとに平成32年の障害のある人の人数を推測すると、22,164人となり、総人口に占める割合は、平成24年の約30人に1人の3.4%から、約23人に1人の4.4%になることが見込まれます。特に、精神障害のある人が大きく増えることが推測されます。

	区分	平成 24 年	平成 32 年	増減率
総人口		476,896 人	500,000 人	4.8%
左	耳少人□(O~14歳)	62,132 人	49,000 人	△21.1%
	上産人口(15~64歳)	313,369 人	323,000 人	3.1%
- -	き齢人口(65歳以上)	101,395 人	128,000 人	26.2%
障部	書のある人の総数	16,669 人	22,164 人	33.0%
身位	本障害のある人	12,214 人	15,071 人	23.4%
内	18 歳未満	342 人	378人	10.5%
訳	18 歳~64 歳	4,682 人	5,394 人	15.2%
	65 歳以上	7,190 人	9,299 人	29.3%
知台	的障害のある人	2,333 人	3,253 人	39.4%
内	18 歳未満	758 人	1,131 人	49.2%
訳	18 歳以上	1,575 人	2,122 人	34.7%
精补	申障害のある人	2,122 人	3,839 人	81.0%
内	20 歳未満	40 人	120人	200.0%
訳	20 歳~64 歳	1,842 人	3,370 人	83.0%
	65 歳以上	240 人	349人	45.4%

[※]障害のある人の人数の推計手法については確立されたものがなく、ここでは最近の手帳の取得状況を参考に推計しました。

3 障害のある人の就労状況

松戸公共職業安定所(ハローワーク)*の松戸市内の障害のある人の就労者数は、平成23年6月1日現在、231人と前年度に比べて若干増えていますが、雇用率は減少し、1.25%と法定雇用率*1.8%に比べてかなり低い状況です。また、法定雇用率達成企業の割合も、3割を切っている状況です。

松戸公共職業安定所(ハローワーク)管内の職業紹介状況は、 就職件数、就業中の者ともに若干ではありますが伸びています。 しかし、法定雇用率達成状況は、36.8%と約3社に1社しか達 成できていない状況です。

なお、平成 25 年 4 月からは、障害者の法定雇用率が 1.8% から 2.0%に引き上げられます。

[表 2-3-1 松戸市の状況]

	平成 22 年	平成 23 年
企業数	83 社	88 社
法定雇用障害者数の基	16,416 人	18,551 人
礎となる労働者数	10,410人	16,551人
障害者の数	212人	231 人
身体障害者の数	147人	153人
知的障害者の数	63.0 人	73.5 人
精神障害者の数	2.0 人	4.5 人
雇用率	1.29%	1.25%
法定雇用率達成企業数	29 社	26 社
法定雇用率達成企業の 割合	34.9%	29.5%

※各年6月1日現在

(資料:松戸公共職業安定所)

[表 2-3-2 職業紹介状況] (ハローワーク松戸管内)

	新規求職	紹介件	就職件	登録者数(年度末)		
	申込件数	数	数	有効求職	就業中の	保留中の
	(人)	(人)	(人)	者(人)	者(人)	者(人)
20年度	879	2,213	255	1,618	1,697	72
21年度	870	3,350	254	1,287	1,858	40
22年度	887	3,309	279	1,426	2,006	35
23年度	1,043	3,120	359	1,623	2,120	38

※各年6月1日現在

(資料:松戸公共職業安定所)

[表 2-3-3 法定雇用率達成状況]

(平成23年6月1日現在)

	ハローワーク松戸管内				
	対象企	常用労働	障害者	障害者雇	雇用率
	業数	者数(人)	数	用率(%)	達成率
			(人)		(%)
建設業	7	670.0	.0.0		_
製造業	56	9,422.5	158.0	1.68	53.6
電気・ガス・水道業	1	57.0	0.0	_	_
運輸・通信業	28	4,582.0	44.5	0.97	14.3
卸•小売業•飲食店	44	13,255.0	158.0	1.19	22.8
金融•保険業	3	235.0	3.0	1.28	33.3
サービス業	89	14,486.5	188.0	1.30	43.8
計	228	42,708.0	551.5	1.29	36.8
56 ~99人	117	8,946.5	98.5	1.10	35.9
100人~299人	87	14,039.0	145.0	1.03	34.5
300人~499人	14	5,191.0	86.5	1.67	64.3
500 人以上	10	14,531.5	221.5	1.52	30.0

(資料:松戸公共職業安定所)

第3節 障害者施策に対する市民意識とニーズ

第2次松戸市障害者計画に反映させることを目的に、市民アンケート調査と関係団体のヒアリングを実施しました。

1 市民アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、平成3年、平成9年、平成17年に続く本市における4回目の調査です。

計画の策定に向けて、市民の生活の様子や意見をあらためてうかがい、より実効性のある計画とするための基礎資料を得ることを目的としています。

(2) 調査の実施概要

各調査の対象者、方法、回収結果等は次のとおりです。

① 対象者

ア) 障害者

身体障害者手帳*、療育手帳*、精神障害者保健福祉手帳*を所持している 18 歳以上の市民 1,500 人を障害者台帳から無作為抽出

イ)障害児

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 を所持している 18 歳未満の市民 500 人を障害児台帳か ら無作為抽出

- ウ) 障害のない市民
 - 80歳未満の障害のない市民 1,000 人を住民基本台帳から無作為抽出
- ② 調査方法 郵送配布・郵送回収
- ③ 実施時期

平成 23 年 12 月 12 日~平成 23 年 12 月 27 日

- ④ 回収率 障害者 障害児 障害のない市民
 - 有効回収数 951 票 283 票 450 票
 - 有効回収率 63.4% 56.6% 45.0%

(3) 調査結果の概要

調査結果の概要は、巻末の資料編(85ページ~120ページ)に掲載してありますのでご参照ください。

(4) 主な質問項目

質 問 項 目	参照ページ
地域社会における障害のある人への差別・偏見の有無	85
障害のある人との交流のきっかけ	86
ボランティア活動への参加	87
ボランティア活動に参加していない理由	88
障害があるとわかった時期	90 • 101
障害や病気の種類	91 • 100
将来の日中の過ごし方	92 • 94 • 95
現在の日中の主な過ごし方	93
この 1 年間にした各種活動	96
各種活動を一層活発にするために必要なこと	98
普段の主な介助者	102
介助を受ける上で問題となること	103
力を入れてほしい(優先的に実施してほしい)障害者施策	104~107
人権を損なう扱いを受けた経験	108~111
障害者施策や福祉施策用語の認知状況	112
障害福祉サービスの利用について(成年後見制度 現在)	114
「ふれあい22*」の認知・利用状況(ふれあい相談室)	115
外出時に困ること	116~119
力をいれてほしい災害対策	120

2 関係団体ヒアリングの概要

(1) 目的

第2次松戸市障害者計画の策定に当たり、計画策定に反映 させることを目的に関係団体の意見や要望などを伺う機会を 設けました。

(2) 実施日時・場所

- ①平成24年7月26日(木)10時~12時
- ②平成24年7月26日(木) 13時30分~15時30分
- ③平成24年8月10日(金)10時~12時
- ④平成24年8月10日(金)13時30分~15時30分

会場:健康福祉会館(ふれあい22*)

(3) 実施方法(懇談会形式)

次のテーマについて、それぞれ各団体における取組みの現状や、ご意見・ご要望を伺うとともに、意見交換を行いました。 【テーマ】

- ①各団体が抱えている問題、力を入れて取り組んでいることは何ですか。
- ②松戸市に住み続けるために、必要なことはどんなことですか。
- ③防災対策として必要なことはどんなことですか。

いただいたご意見は、施策の体系ごとに分類して、障害者関係団体のヒアリング結果の概要として、巻末の資料編(121ページ~127ページ)に掲載してありますのでご参照ください。

(4) 参加団体(15団体)

	団体名	団体の目的
1	松戸市肢体不自由児 者父母の会	身体障害者が、地域社会の中で安心し生きがいのある生活が送れるよう教育と福祉、生活の自立増進を 図る。
2	松戸手をつなぐ育成 会	障害児者を守り育て、教育と福祉の向上を図る。
3	松戸市自閉症協会	自閉症*児者の幸せを願い幅広い活動を展開する。
4	障害者問題研究会松 戸サークル	障害者の生活と権利を守り、社会参加と自立を支援 する。
5	特定非営利活動法人 松戸市身体障害者福 祉会	身体障害者の福祉の向上、及び利益の増進に寄与する。
6	松戸市視覚障害者協会	視覚障害者の福利厚生と生活文化の向上及び会員相 互の親睦を図る。
7	松戸市ろうあ協会	会員相互の親睦と友愛の精神を高め、福祉活動の推 進を図る。
8	特定非営利活動法人 土曜会	精神障害者の社会復帰、社会参加するための援助活動を行うと共に、福祉の向上増進を図る。
9	松戸市身障運転者協会	交通ルールを守り、安全運転に心がけ、福祉向上、 自立及び社会参加拡大に協力する。
10	特定非営利活動法人 はなまる	放課後や長期の休暇中に障害児者がのびのびと安全 に、楽しく生活する場を提供する。
11	日本 ALS 協会千葉 県支部(松戸地区)	ALS*の克服と患者が人間としての尊厳を全うできる社会の実現を目指す。
12	東葛菜の花「高次脳 機能障害者と家族 会」	高次脳機能障害*者に対する理解を深め、自立・社会復帰を促進する。会員相互の理解と交流を深める。 本人と家族が希望を持って生活できるような環境の実現をめざす。
13	松戸朗読奉仕会	視覚障害者との親睦を図り、できる限りの情報提供 を行い支援する。
14	松戸点訳会	点訳*本を作成する活動を通じ、視覚障害者の福祉 に寄与する。
15	松戸市手話サークル ゆうかりの会	手話の学習活動を通じ、聴覚障害者との交流・活動 の支援を図る。

第4節 松戸市の障害者施策における課題

障害のある人の状況や、市民アンケート調査の結果及び障害者 関係団体ヒアリングにおいて寄せられた意見などから、本市の障 害者施策における主な課題としては、次のようなものがあげられ ます。

1 市民の相互理解の促進

障害のある人誰もが、いきいきと生活していくことができる 地域社会を実現していくためには、すべての市民が障害及び障 害のある人に対する理解を深め、お互いの立場を尊重しあい、 支えあいながら、共に生きる社会を築いていく必要があります。 そのため、障害のある人との交流の場や機会の拡大、こども の頃からの福祉教育、ボランティア活動の参加促進など地域の 中で理解を広げていく取組みが必要です。

2 雇用及び就労支援

就労は、社会参加の基本となる活動です。これにより収入を得て、自らの生活を支え、毎日の生活をより豊かにすることができます。このような就労の意義は、障害のある人もない人も基本的に同様です。

しかし、市内の障害者の法定雇用率*達成企業の割合は、29.5%(P.16参照)となっており、伸び悩んでいます。また、障害者施設で働く障害者の工賃も、まだまだ十分とは言えない状況です。

そのため、障害のある人に対する就労支援や障害者施設の受注拡大など工賃向上に向けた取組みが必要です。

3 安心して暮らせる地域社会

アンケート調査では、力を入れてほしい(優先的に実施してほしい)障害者施策として、「手当等の経済的支援の充実」、「保護者がいなくなった後の生活の保障」、「障害者の利用に配慮した道路や交通機関の整備」が上位を占めており、障害のある人が地域で安心して暮らしていくための施策の割合が高くなっています。

そのため、公共施設のバリアフリー*化、各種制度や障害福祉サービスの充実、個々のニーズに応じた相談支援の充実、日中活動の場の充実など、障害のある人が地域社会で安心して暮らせる環境づくりを行うことが重要です。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災によって、障害のある人に対する避難支援や情報伝達などについて、 改めて様々な課題が浮き彫りになりました。災害時における支援体制の確立も急務になっています。 第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画では、「障害者基本法*」の理念にのっとり、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現をめざすため、計画の基本理念を以下のように定め、計画を推進します。

【理念】

「ふれあい・認め合い・支えあい」 一交流を通して、相互に尊重し、共に生きる一

- ◇ ふれあい・・・障害のある人とない人との交流の場や機会を設けることによって相互理解をめざします。
- ◇ 認め合い・・・ 差別や偏見をなくし、障害のある人もない人も、ありのまま認め合える社会をめざします。
- ◆ 支えあい・・・人々の横のつながりをつくり、万一のと きにも安心な住み続けたいまちをめざし ます。

2 計画の将来像

松戸市の基本構想では、平成32年(西暦2020年)の松戸 市の将来像を

「いきいきとした市民の舞台」

「ここちよい地域の舞台」

「風格ある都市の舞台」のあるまち・松戸と設定しています。

そして、「市民」「事業者」「行政」が一体となり、真の豊かさを 感じることのできる3つの舞台が調和した松戸「住んでよいま ち・たずねてよいまち」をめざしています。

こうした基本構想に掲げる将来像を踏まえ、本計画では、障害のある人にとって「ふれあい・認め合い・支えあい(一交流を通して、相互に尊重し、共に生きる一)」を実現していくため、以下のような将来像を掲げ、「地域・住民」「障害のある人」「行政」が一体となり施策を推進します。

【将来像】

「誰もが自分らしく、お互いの存在を認め合い、 安心して暮らせるまち」

一障害のある人もない人も"住み続けたいまち・まつど"をめざして一

3 計画の基本目標

障害のある人を取り巻く現状や市民アンケート調査等から示される諸課題を踏まえた中で、計画に描いた将来像を実現するため、以下のように基本目標を定めます。

(1) お互いに個性を尊重し、人格を認め合う社会の実現

障害のある人が自分らしく、いきいきとした地域生活を送れるように、市民との交流を通して、相互理解を深めます。また、障害があるために不利益を被ることのないよう、人権の尊重や権利擁護の取り組みを推進するとともに、そのための相談支援体制の充実に努めます。

(2) 自分らしく生きがいのある生活の実現

障害のある人が地域で生きがいをもって生活する上で、雇用・ 就労の機会の拡充に努めるとともに、生活の糧を自ら得ることが できるばかりでなく、人とのふれあいの場となるスポーツや文化 活動をとおした社会参加を促進します。

(3) 安心して暮らせるまちの実現

障害の原因となる傷病の予防や早期発見、早期療育・早期治療を充実するとともに、各種制度、施設、サービスの充実を図ります。また、公共施設等のバリアフリー化*の更なる推進や万一の災害時に対応できる体制の整備・充実に努め、障害のある人が地域で安心して暮らせるまちをめざします。

第4章 重点施策•事業

限られた財源の中で、将来像を実現し、基本目標を達成するため、施策の体系の中から特に次に掲げる施策を重点施策として取り組みます。

重点事業1

相談支援体制の充実

⇒ 第5章 第4節 自立した地域生活の支援 4 相談支援体制の充実

障害のある人が地域の中で自立した生活を送れるよう、地域の相談 支援の拠点となる基幹相談支援センター*を整備し、相談支援体制の 充実を図ります。併せて成年後見制度*と虐待防止に関する相談機能 の充実を図ります。

重点施策の内容

1 基幹相談支援センターの整備

地域における相談支援の拠点として、総合的な相談業務を担う基幹相談支援センターを整備します。障害のある人とその家族の様々な問題を受け止め、その解決に向けて、他の相談機関、地域の社会資源と連携協力しながら支援を行います。

(基幹相談支援センターの主な機能)

- (1) 松戸市の障害者相談支援の拠点
- (2) ワンストップ*の総合相談支援
- (3) 相談支援のコーディネート
- (4) 差別、虐待その他の権利侵害に関する関係機関との連携
- (5) 地域との連携

2 相談支援体制の充実

様々な相談に対し適切な支援が展開できるよう、基幹相談支援センターを拠点として相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、関係機関等とのネットワーク化を早期にすすめ、相談支援体制の充実を図ります。

また、ケアマネジメント*のスキルアップなど相談支援専門員*の育成及び相談技術の向上を目指します。

<施策・事業>

- (1) ふれあい相談室*(健康福祉会館3階) ほほえみ*(身体・知的)、おおぞら*(精神)
- (2) 居住サポート事業の推進
- (3) 松戸市自立支援協議会*•相談支援部会

3 成年後見制度*の普及促進

障害者本人及び家族の高齢化、核家族化等によって成年後見制度を必要とする方々が、今後ますます増加することが予測されます。そこで、さらなる制度の普及促進を図るとともに、市民後見人*の養成に取り組みます。

<施策・事業>

- (1) 成年後見制度に関する相談支援
- (2) 後見開始の審判等の市長申立て
- (3) 後見人等報酬助成
- (4) 市民後見人の養成



4 障害者虐待防止体制の整備

障害者虐待にかかわる通報や届出、支援などの相談を行うとともに、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、関係機関等からなるネットワークの構築など虐待防止に向けたシステムの整備に取り組みます。

<施策・事業>

- (1) 障害者虐待防止センター*における通報の受付、相談
- (2) 障害者虐待防止に関する普及啓発

目 標

	現状値	目標値
	23年度	32年度
基幹相談支援センターを知っていると答えた人の		
割合	0%	50%
ふれあい相談室を知っていると回答した人の割合		
(市民アンケート調査、資料 P.115 参照)障害のある人	34.6%	50%

○目標値設定の説明

制度・事業の周知と普及促進に努め、市民の半数が知っていることをめざします。なお、基幹相談支援センターは、本計画策定時には開設されていないため現状値は 0%です。

重点事業2

就労の支援

⇒ 第5章 第3節 社会参加と就労の促進 1 障害のある人への就労の支援

障害のある人が、地域で生きがいをもって生活できるよう、雇用・ 就労の機会を促進するため、就労支援体制の整備と障害者就労施設等 への支援の充実を目指します。

重点施策の内容

1 就労支援・雇用の促進

企業に対する障害者雇用に関する広報等による啓発活動や、 各種奨励金、補助金の交付により、企業の障害者雇用を促進し ます。

<施策・事業>

- (1) 企業に対する障害者雇用に関する広報
- (2) 雇用促進奨励金(障害者)の交付
- (3) 職安雇用促進協力会補助金の交付
- (4) 障害者職場実習奨励金の交付

2 就労支援体制の整備

障害者の就労に関する相談、指導、定着支援までの一連の機能を持つ就労支援センターの設置に向けた検討を行います。

市役所内の関係課による連絡会議を開催し、情報交換を行い、 関係部局が連携して障害者の就労をバックアップしていきま す。

また、障害のある人に就労に必要な訓練や社会人としての生活習慣を身に付けるため、障害者就労施設などの社会資源を整備し、障害のある人の一般就労に向けた支援や日中活動の場を提供します。

〈施策•事業〉

- (1)松戸市自立支援協議会*・就労支援部会
- (2) 庁内就労支援担当者会議の開催

- (3)「しごと相談窓口サイト(障害者ページ)」の運営
- (4)「雇用に関する企業の動向調査」の実施
- (5) 障害者雇用連絡会への参加
- (6) 障害者就労支援事業委託
- (7)障害者就労施設の運営支援

3 障害者就労施設等の受注拡大・工賃向上

障害者優先調達法*に基づき、障害者就労施設等が提供する物品、サービスの発注拡大を進めます。また、障害者就労施設等で働く障害者等の工賃向上を推進します。

<施策・事業>

- (1) 官公需の拡大
- (2) 障害者就労施設等で働く障害者の工賃向上
- (3) 障害者就労施設等が行う受注拡大、工賃向上の取組みに対する支援

目標

	現状値	目標値
	23年度	32 年度
松戸市内の法定雇用率*達成企業の割合	29.5%	50%
松戸市役所の障害者の雇用率	2.11%	2.3%

○目標値設定の説明

松戸市内の法定雇用率達成企業は、厳しい雇用情勢ではありますが、過去 10 年間(平成 12 年度~21 年度)の最高値をめざします。 松戸市役所の障害者の雇用率は、地方自治体の法定雇用率を達成します。



※平成25年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります。

民間企業 1.8% → 2.0%

国、地方公共団体等 2.1% → 2.3%

都道府県等の教育委員会 2.0% → 2.2%

重点事業3

災害時における支援体制の整備

⇒ 第5章 第5節 安全安心なまちづくりの推進 2 防犯・防災対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、これまでに経験したことのない未曾有の災害となりました。

今回の震災を通じて、情報の伝達、避難誘導、避難所における配慮など災害対応における各場面で障害のある人への支援に関し、様々な課題が浮き彫りになりました。

東日本大震災を踏まえ、災害時における障害のある人への支援体制の整備を図ります。

重点施策の内容



1 災害時要援護者支援体制の整備

災害が発生したとき又はそのおそれがあるときに、高齢者、 障害のある人などのうち、避難にあたり家族等の支援が得られ ず、他の人からの支援が必要な在宅の人に対して、避難支援体 制の整備を図ります。

<施策・事業>

- (1) 災害時要援護者避難支援制度への登録促進
- (2) 障害の特性に配慮した福祉避難所の整備・運営

2 災害時における情報伝達の確実性の向上

災害発生時には、災害情報の伝達手段として、防災行政用無線・広報車・メール配信・ツイッター*等を活用し、災害情報、避難情報を提供します。また、視覚障害・聴覚障害のある人など、情報保障に配慮の必要な人に情報を伝達する体制を整備し、その確実性を高めていきます。

<施策・事業>

- (1) 安全安心情報のメール配信、ツイッターなどの活用
- (2) 緊急通報システム・ファックス119番、web119 などによる緊急・救急対応

(3) 防災行政無線等の内容をケーブルテレビで文字放送

目 標

災害時要援護者避難支援制度*などを活用し、災害時に障害のある人を地域ぐるみで支えあう仕組みを、市内全域に普及していきます。



自宅倒壊

市指定避難所內 福祉避難室

※市があらかじめ指定している小・中学校などの収容避難所の中に、介護が必要な高齢の方や援護が必要な障害をお持ちの方などのための部屋やスペース等を、福祉避難室として確保します。

地域福祉避難所(老人福祉センター等)■

※福祉避難室での生活では様態が悪くなり そうな方などを対象に、身体介護や健康相 談等の福祉サービスを提供する拠点として、 老人保健福祉センターなどを地域福祉避難 所として用意します。

2次福祉避難所(特別支援学校等)

※市で確保した避難所等では共同生活が困難な高齢の方や障害をお持ちの方などが、安心して避難生活を送れるよう2次福祉避難所の整備を図ります。